

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱

第1 目的

この要綱は、地震により被害を受けた建築物の応急的な危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う技術者の登録に関し必要な事項を定める。

第2 定義認証

この要綱において宮城県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）とは、ボランティアとして応急危険度判定を行う技術者をいう。

第3 応急危険度判定士の登録

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士又はその他知事が認める者で、第4による講習を受講した者は、応急危険度判定士として、宮城県被災建築物応急危険度判定士名簿（以下「応急危険度判定士名簿」という。）への登録を知事に申請することができる。
- 2 知事は、前項の登録の申請をした者を応急危険度判定士名簿に登録し、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「応急危険度判定士登録証」という。）を交付する。ただし、知事が不適任と認める者については、この限りでない。
- 3 前項の応急危険度判定士名簿への登録の有効期間は、登録された日から5年を経過した日が属する会計年度が終了する日までとする。
- 4 応急危険度判定士名簿への登録を更新する場合は、前3項の規定を準用する。

第3の2 他都道府県の登録者等

知事は、他の都道府県で応急危険度判定士と同等の登録又は認定を受けている者から第3第1項の登録の申請があった場合は、第4による講習を受講した者とみなして第3第2項から第4項までの規定を適用することができる。

第4 宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会の実施

知事は、宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会を実施する。登録者は、知識及び技術力向上のために、任意で講習会を受講することができる。

第5 登録事項変更の届出

応急危険度判定士は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

第6 登録の取消し等

- 1 知事は、応急危険度判定士が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。
(1) 建築士法による建築士でなくなったとき。

(2) 応急危険度判定士から登録抹消の申請があったとき。

(3) その他知事が必要と認めたとき。

- 2 応急危険度判定士は、登録の有効期間が終了したとき、又は登録の取消しがあったときは、応急危険度判定士登録証を知事に返還しなければならない。ただし、登録を更新する場合は、この限りではない。

第7 再交付の申請

応急危険度判定士は、応急危険度判定士登録証を汚損し、破損し、又は失った場合においては、速やかにその理由を記載し知事に再交付の申請をしなければならない。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録制度に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 平成7年度及び平成8年度に知事が実施した応急危険度判定技術者養成講習を受講した建築士で、応急危険度判定の業務を行おうとする者は、第3第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日まで登録申請を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。